

令和5年度
いじめ防止基本方針

福井市清明小学校

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの定義と判断	1
3 いじめの防止等のための具体的取組	
(1)「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育	2
(2) 学校評価への位置づけ	2
(3) いじめの未然防止	3
(4) いじめの早期発見	5
(5) いじめの事案対処	7
(6) いじめの解消	8
(7) ネット上のいじめへの対応	9
(8) いじめによる重大事態への対処	9
4 いじめの防止のための組織	
(1) いじめ対策委員会	10
(2) いじめ対応サポート班	10
(3) 組織図	11
5 いじめ対策の年間行動計画	12～15

令和5年度 福井市清明小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定

令和 2年4月1日 改定

令和 4年4月1日 改定

令和 5年4月1日 改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

ー福井県いじめ防止基本方針よりー

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という基本的認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「未然防止」「早期発見」「事案対処」に取り組んでいきます。
- (3) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (4) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○発達段階に応じた教育

発達段階に応じて、幼少期から規範意識等の醸成に努めるとともに、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を促します。

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いの良いところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、望ましい集団活動や分かる授業を通して、「自らの大切さや他の人の大切さを認める」ことを児童自身が実感できる人権感覚を育みます。

○体験活動の推進

児童に、他者や社会、自然との直接的な関わり合いの中で自己と向き合わせるとともに、発達段階に応じて福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」との関わりを通して児童の社会性を育み、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

「いじめをしない」「いじめを許さない」といった道徳的判断力を育むために、道徳の授業では「おもいやり」「信頼・友情」の内容を重視します。また、10月の教育ウィークの授業参観において、一斉に道徳の授業を行い、親子のコミュニケーションを深め、世代を超えた道徳的価値の交流を図ります。発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組

(環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・児童の人権意識が高まるように心がけている。
- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学校・学年通信等で、いじめ防止の取組を児童や保護者に伝えている。
- ・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。

- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

【児童】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できるところがあることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組を、学校ホームページや学年通信等で、児童や保護者に伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取組を行っている。

(3) いじめの未然防止

○特別な配慮が必要な児童に対するいじめの未然防止

以下のような児童を含め、特別な配慮が必要な児童に対する特性を踏まえた適切な支援を行っていきます。

- ・発達障害等の障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
- ・性同一障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災で被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童

○「分かるから楽しい」授業の実践

①基礎・基本の充実

- ・全国学力・学習状況調査や県学力調査、全国標準テストなどの実施等、客観的なデータを蓄積・分析しながら、基礎学力の定着に努めます。
- ・休み時間等を適宜利用し、学習に遅れの生じている児童に対して、個別に支援をしていきます。
- ・定期的にドリルコンテストを行い、授業および朝学習等の成果の確認と児童の意欲を喚起します。

○一人ひとりが活躍できる場の工夫

- ①児童の主体的な学びを推進し、自分の考えを表現することを楽しみ、友達と関わり合ったり、練り合ったりする中で自分を高める子どもの育成に取り組めます。
- ②「豊かな表現力を育成」するために、ペアやグループ学習など学習形態を工夫し、発表の仕方や説明する際の技術（話形）などを児童に身につけさせるとともに、発表ボードや **Pages**、**Keynote** などを活用して自分の考えをまとめられるようにします。授業の中に、児童一人ひとりが活躍できる場や役割を組み込んでいきます。
- ③タブレット端末をはじめとする **ICT** 機器を効果的に活用し、児童の興味・関心を高めるとともに、意欲的に問題解決を図ることができるようにします。

○生活ルールや学習規律の確立

- ①あいさつ、掃除など児童の基本的な生活習慣にかかわる指導を保護者と協力しながら進めるとともに、ノートを取り方や発表の仕方、聴き方、家庭学習の仕方など、学習におけるルールを、発達段階も考慮に入れながら確立していきます。
- ②生活や学習のルールを、小中連携や小小連携を通して足羽中学校区で共通理解していきます。
- ③清明小生活・学習スタンダードをもとに、全教職員で統一した指導ができるようにしていきます。

○「絆づくり」「居場所づくり」

①心が通い合う学級づくり

- ・児童が学級の中で安心してのびのびと過ごせるように、学級のルールづくり、環境づくり、児童へのほめ方や叱り方など、学級担任としての力量を高め、児童がストレスを感じても他者を攻撃しない「いじめなんてくだらない」と言えるような学級風土を醸成します。
- ・「学級運営指導書（通うのが楽しい学級づくり）」を活用した研修を行い、学級担任が学級運営に必要な資質・能力を養います。

②異年齢集団および異校種間の活動の充実

- ・縦割りグループによる児童会行事、なかよし集会、なかよし活動等を計画的に実施し、高学年児童は「人の役に立った」「認められた」という自己有用感を獲得し、低学年児童は高学年児童に対するあこがれを抱くようにします。
- ・小中合同あいさつや足羽中学校音楽集会への参加、入学体験など、中学校との交流を深めます。
- ・小学校体験入学や幼保園訪問など、保育園や幼稚園との交流を深めます。

○道徳教育・人権教育の充実

- ①望ましい集団活動や分かる授業を通して、「自らの大切さや他の人の大切さを認める」ことを児童自身が実感できる人権感覚を育みます。
- ②「いじめをしない」「いじめを許さない」といった道徳的判断力を育むために、4月に「おもいやり」「信頼・友情」の内容で、道徳の授業を行います。
- ③10月の教育ウィークの授業参観において、一斉に道徳の授業を行い、親子のコミュニケーションを深め、世代を超えた道徳的価値の交流を図ります。

○家庭・地域との連携

PTAの会議や保護者懇談会、地域・学校協議会等で、いじめの基本方針やいじめの実態などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さを理解してもらうために、講演会や授業参観日の一斉道徳などを実施したり、HPや学校便りでの広報活動を行ったりします。

○インターネット上（携帯電話等）のいじめ防止

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルの指導に当たります。

未然防止には、子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取

組を行う必要があります。

- ①発達段階に応じて、インターネット上のルール（情報モラル）の指導を行います。県教委発行の「ケータイ電話のマナー」のパンフレットを活用したり、県警のひまわり教室、携帯電話会社が行っているケータイ安全教室等を利用したりします。
- ②保護者にも啓発し、授業参観日を利用して保護者と一緒に考える機会を設けます。
- ③関係機関とも連携し、教職員の研修を実施し、情報モラルに関する指導力の向上を図ります。

（４）いじめの早期発見

すべての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を行うことにより、児童のささいな変化に気づき、気づいた情報を確実に共有し、情報に基づき速やかに対応していきます。

児童生徒の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければなりません。

○日常の観察

- ①児童と向き合う時間をなるべく多く確保し、授業中や休み時間など児童の様子に目を配ったり、声かけを行ったりする中で、体調の変化や表情の変化、交友関係、服装や言葉遣い、欠席状況などの変化に気づくようにします。その際、「いじめ早期発見のためのチェックリスト」【資料①】を活用します。
- ②日記や児童との交流ノート、連絡帳などの活用により、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取ることで信頼関係を構築し、情報を得やすくします。
- ③職員打ち合わせ時、気がかりな児童の情報交換を行います。

○定期的な情報収集

- ①毎月末の「清明っ子アンケート」【資料②】、５月・１１月の児童面談（トーキングタイム）と面談前に行う「トーキングタイムアンケート」【資料③】など、アンケートや個人面談を通して挙がってきた事例は、実態を把握した上で、学年主任を通じて教頭に報告し、校内いじめ対策委員会で対応を協議するかどうか判断を仰ぎます。
- ②６月・１２月の保護者懇談会前には、保護者への「いじめアンケート」を実施するとともに、必要に応じて家庭訪問も実施することで、さらなる情報収集を図り、保護者・家庭と連携して対応にあたります。
- ③教育相談（スクールカウンセラー）について、いじめを相談しやすい体制を整え、便りを通じていじめに悩んだときの相談方法について広報します。
- ④長期休業前や学期末・学年末には生活や学習の振り返りを行い、その結果から児童の変化や悩みに気づくようにします。

【資料①】

いじめ早期発見のためのチェックリスト(学級担任用)		
(月 日～ 月 日)		記入者名()
場面	チェック項目	該当子ども名
登校時	1. 登校時間が遅れがちである。	
	2. 表情が暗く、あいさつの声が小さい。	
	3. 服装が汚れたり破れたりしている。	
健康観察	4. 欠席が続いている。	
	5. 腹痛や頭痛が続いている。	
	6. 話しかけても目を合わせようとしない。	
授業中	7. おどおどした様子が見られる。	
	8. 発表を笑われたり、からかわれたりしている。	
	9. 班やグループを作る時に孤立している。	
	10. 提出物や学習用具を忘れて忘れる。	
	11. 教科書やノートに落書きが多く見られる。	
休み時間	12. 遊んでいる時にも笑顔が少なく、表情が暗い。	
	13. 呼び捨てやあだ名で呼ばれることが多い。	
	14. 職員室や保健室に出入りすることが多い。	
	15. 人目の付かない場所に行くことが多い。	
給食掃除	16. 給食配膳時に避けられる様子が見られる。	
	17. 給食の食べ残しが多い。	
	18. 周囲の友だちと会話が弾まない。	
	19. 準備や片付け、仕事を押しつけられている。	
下校	20. 下校時刻になっても学校に残ろうとする。	
	21. 一人で帰ることが多い。	
その他	22. 作品掲示物や机に落書きや破損が見られる。	
	23. 上履きなど物がなくなることがある。	
	24. 欠席の日にプリント類を届ける友だちが少ない。	
	25. 日記で嫌だったことなどをよく書いてくる。	
	26. 急激な成績や学習意欲の低下が見られる。	

【資料②】

せいめい こ
清明っ子アンケート ～学校生活をふり返って～ (月 日)

ねん ぐみ ばん しゅい
年 組 番 氏名

①友だちがいやなことをされていませんか。(されている・されていない)。
<内容>。
.
.
.
.

②友だちにいやなことをしていませんか。(している・していない)。
<内容>。
.
.
.
.

③友だちがいやなことを言われたり、されたりしていることを知りませんか。(知っている・知らない)。
<内容> (知っている・知らない)
.
.
.
.

④①～③の他に困っていることはありませんか。(家のこと、その他)。
<内容>。
.
.
.
.

⑤友だちから言われたり、されたりして、うれしかったことを書きましょう。(相手の名前も)。
.
.
.
.

⑥カウンセラーや先生などに相談したいことがありますか。(ある・ない)。
※ある場合は、相談したい相手に○印・名前を書きましょう。
→ カウンセラーの荒木先生・ () 先生。

【資料③】

トーキングタイムアンケート (5月)

ねん ぐみ ばん 氏名

新しい学年になって一ヶ月。最近の心と体の調子はどうですか?先生とじっくりと話をしてみましょう。(このアンケートは、他の人や家の人には絶対に見せません。どんなことでもいいですから、自分に正直に書きましょう。)

1 学校生活は楽しいですか。
A楽しい B楽しくない Cよくわからない。
最近あった楽しい(楽しくない)ことは…。

2 友だちとはなかよくできていますか。
Aできて Bできていない Cどちらともいえない。
学校でよく話したり、遊んだりする友だちは…。

3 仲間はづれや一人ぼっちでさびしいと思うことはありますか。
Aない Bある

4 家の人に、学校のいろいろな話をしていますか。
Aよくする Bたまにする Cほとんどしない。

5 家の人、あなたの話をよく聞いてくれますか。
Aよく聞いてくれる Bあまり聞いてくれない。

6 今、先生に話したいこと(相談したいこと)はありますか。
Aある Bない。
↓あると答えた人は、くわしく書きましょう。(例 友だちのことで…。勉強のことで…。)

7 カウンセラーの荒木先生と話したい人は(○)をつけましょう。→ ()

(5) いじめの事案対処

いじめの事実やいじめが疑われる行為を発見した場合は、その場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導や支援等を行わなければいけません。また、特定の教員が抱え込むことなく情報共有し、組織的な対応につなげます。

○いじめが起きた場合の対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせます。児童や保護者から訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。
- ②いじめを発見、報告を受けた場合は、教職員が一人で抱え込まず、速やかに学級担任、学年主任、生徒指導主事、教頭に報告し、「校内いじめ防止対策委員会」で情報を共有しながら組織で対応します。
- ③いじめの事実確認においては、被害児童、加害児童、周囲の児童や保護者などから詳しく情報を得て、正確に把握します。管理職の指示のもとに複数の教職員で連携し情報を共有します。
- ④被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童を指導します。
- ⑤教職員全員が共通理解し、事実確認の結果を保護者に連絡するとともに協力を依頼します。場合によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童相談所などの関係機関との連携のもとで対応します。
- ⑥いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察署と連携して対処します。
- ⑦児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めます。

○いじめられた児童への支援

①児童に対して

- ・事実確認とともに、まず、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
- ・「最後まで守ること」「秘密を守ること」を伝え、できる限り不安を除去します。事情によっては、複数の教職員で協力のもと、見守りを行うなど、児童の安全を確保します。
- ・必ず解決できる希望がもてることを伝えます。
- ・「いじめられているあなたにも責任がある」という考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう配慮します。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得ます。
- ・児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意します。
- ・いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図ります。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行います。

②保護者に対して

- ・家庭訪問により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えます。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供します。

- ・学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示します。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝えます。
- ・家庭での子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝えます。

○いじめた児童への支援

①児童に対して

- ・いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得て、指導に当たります。
- ・いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、子どもの背景にも目を向けて指導します。
- ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意します。
- ・事実関係を聴取し、迅速に保護者に連絡します。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させます。

②保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、事実関係を理解していただく。また、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えます。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼します。
- ・子どもの変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え具体的に助言します。

○周りの児童への対応

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、当事者だけの問題にとどめず、学級および学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示します。
- ・「はやし立てる」「見て見ぬふりをする」行為もいじめを肯定していることを理解させます。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。
- ・いじめに関するマスコミ報道や体験事例をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させます。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ①いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間(3か月を目安)を経過している。
- ②いじめられた児童が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者面談等で確認する。

(7) ネット上のいじめの対応

ネット上のいじめの発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないよう、保護者と連携しながら取り組みます。

ネット上のいじめを発見した場合は、被害の拡大を避けるため、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や法律違反など、事案によっては警察等の専門機関と連携して対応していきます。

○ネット上の不適切な書き込み等に対する措置

- ・書き込み画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童、保護者に助言し、協力して取り組みます。
- ・県警サイバー対策支援室や南警察署生活安全課などの専門機関に相談し、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じます。

○指導のポイント

- ・ネット上で、誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・匿名で書き込みをしても、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。
- ・チェーンメールの内容は架空のものであり、決して転送しないこと。

(8) いじめによる重大事態への対処

○重大事態の意味

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが ありと認めるとき。（児童が自殺を企図した場合等）
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが ありと認めるとき。（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に着手）
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に 係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（いじめ防止対策推進法 第28条）

○重大事態対応の流れ

①いじめの疑いに関する情報

- ・「校内いじめ対策委員会」でいじめの疑いに関する情報を収集し記録し、共有を図ります。
- ・いじめの事実確認を行い、結果を市教育委員会へ報告します。

○重大事態発生の場合

- ①市教育委員会に重大事態の発生を報告します。(場合によっては警察等関係機関に報告します。)
- ②市教育委員会からの調査主体の判断を得て対応します。

【学校が調査主体となる場合】

- ①「校内いじめ対策委員会」に市教育委員会、警察、総合福祉相談所、スクールカウンセラースーパーバイザー、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーなどの関係機関や専門家が加わり、事実関係を速やかに調査します。
- ②これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施します。
(アンケート等の調査に先立ち、得られた結果はいじめられた児童や保護者に提供する場合があることを、調査対象の児童や保護者に説明しておきます。)
- ③いじめを受けた児童および保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供します。(関係者の個人情報に十分配慮します。)
- ④調査結果を市教育委員会に報告します。(いじめを受けた児童または保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。)
- ⑤調査結果を踏まえ、対応を協議し、必要な措置をとります。

【市教育委員会が調査主体となる場合】

- ①市教育委員会の指導のもと、資料の提出など調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ 対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

(構成員)

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

(活動)

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を

行います。

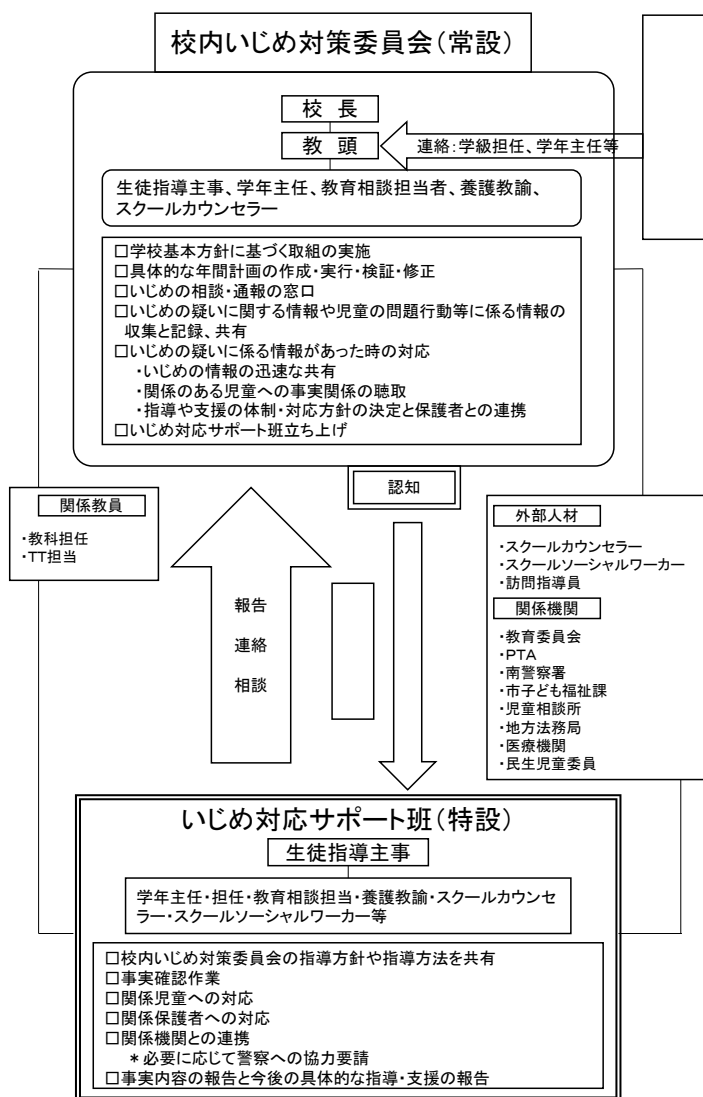
(構成員)

教頭、生徒指導主事、学年主任、学級担任、教育相談担当、養護教諭、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

(活動)

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図



福井市清明小学校

5 いじめ対策の年間行動計画

【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

福井市清明小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画作成 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検	学級開き・学級集団づくり ・自己紹介、個人目標、学級の組織、生活ルール、学習ルール、エンカウンター等 縦割り活動計画 ・縦割り班編制、リーダー育成、5・6年生の絆づくり 1年生をむかえる会、授業参観 SNSに関する学習（児童・保護者） 家庭所在地確認					
	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応						
	足羽中学校区連絡会						
	GW前指導						
5月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査をもとに、状況把握 ・面談結果の検討	校外学習、地区体育大会 清明新緑マラソン なかよしクラブ アンケート調査→個人面談（トーキングタイムアンケート）					
	小中連絡会 幼稚園・保育園訪問						
	保護者懇談会						
6月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導	なかよしクラブ 指導主事訪問 5年 宿泊学習 足羽中 音楽集会 6年 市連合音楽会 清明っ子アンケート					
	家庭・地域・学校協議会						
	授業研究 ・授業改善 ・学習規律 子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の在り方を公開授業の形式で実施。						

[7～9月]

福井市清明小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導 幼稚園・保育園訪問	小中合同あいさつ運動 なかよしクラブ 生活のふりかえり 情報モラル教室 清明っ子アンケート 学習相談会(夏季休業中)					
8月	いじめに関する 校内研修会 足羽中学校区 合同研修会	親子奉仕作業 ・体験的な活動 ・親子の絆づくり 清明っ子アンケート(夏休み版)					
9月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業後指導	体育大会練習(学団、ペア学年) なかよしクラブ 6年 市連合体育大会 体育大会 ・絆を強める ・学団、ペア学年種目 清明っ子アンケート					

〔10～12月〕

福井市清明小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	なかよしクラブ					
		清明っ子アンケート					
		授業参観					
11月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査をもとに、状況把握 ・面談結果の検討	校外学習、マラソン大会					
		なかよしクラブ					
	1・2年 おもちゃランド		6年 修学旅行				
	アンケート調査→個人面談(トーキングタイムアンケート)						
	清明っ子アンケート						
	指導主事訪問、小中合同あいさつ運動						
	生活のふりかえり・学校評価						
12月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・冬季休業前指導	なかよしクラブ					
		清明っ子アンケート					
	家庭・地域・学校協議会 幼稚園・保育園訪問 学校評価						
	幼保園聞き取り						

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・冬季休業後指導	学校保健委員会					
		なかよしクラブ					
		4・5年 送る会計画と準備					
		清明っ子アンケート					
		送る会準備・練習					
2月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査をもとに、状況把握 ・面談結果の検討 家庭・地域・学校協議会 足羽中学校区連絡会	1年 わくわく交流デー					6年 足羽中体験入学
			6年生を送る会 ・感謝の心・次の学年への自覚				
			清明っ子アンケート				
3月	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて計画見直し ↓ 職員会議 ・課題確認 学校評価の 分析結果発信 小中連絡会	生活のふりかえり					
		清明っ子アンケート					
		卒業式・修了式					

